

平成19年度事業活動計画

～行動する商工会議所、信頼され、親しまれる商工会議所へさらなる取り組みを～

平成19年3月15日

日本商工会議所

戦後最長の景気回復を続けるわが国経済ではあるが、業種間あるいは地域間の格差等によって、特に中小企業においては未だに景気回復の実感がもてないところも少なくない。全体としては安定的な経済成長軌道にある今こそ、少子化対策の推進、教育の抜本的改革、持続可能な社会保障制度の確立、行財政改革の断行、経済のグローバル化への対応等に向けた本格的な取り組みを加速していかなければならない。また、わが国経済の持続的発展のためにも、特に地域の再生や中小企業の活力強化を強力に推進していくことが不可欠である。

以上の認識に立ち、平成19年度においては、日本商工会議所と全国の商工会議所とのネットワークをさらに強固なものとし、政策実現力を一層強化するとともに、「健康な日本の創造」へ向けた大いなる飛躍を目指し邁進する。

このため、日本商工会議所は、以下の5点を重点課題として、下記の諸事業を強力に推進する。

1．わが国の基本政策に関する政策提言活動とその実現

地域経済・中小企業の実態を直視し、わが国経済社会の持続的発展を目指した政策提言活動を展開するとともに、税制や金融制度改革、少子高齢化対策、社会保障制度改革、教育改革、経済連携推進、地球環境問題等わが国が直面する種々の重要課題について、政府・与党を始めとする要路に、全国商工会議所ネットワークを活用した迅速・的確な政策提言を行う。

2．中小企業の健全な成長・発展と、創業・経営革新・再チャレンジへの支援

日本経済のダイナミズムの源泉である中小企業の活性化を促進するため、金融対策、人材確保等の諸施策の普及・推進を図るとともに、創業・経営革新・再チャレンジや円滑な事業承継の支援等を通じて、活力ある中小企業の発掘・支援に努める。

3．まちづくりの推進と地域資源を活かした地域産業振興

コンパクトでにぎわいのあるまちづくりを推進するため、改正まちづくり3法の施行・運用状況をフォローアップするとともに、まちづくり運動の一環として、産業観光等の新しい切り口による観光振興への取り組みを支援する。併せて、地域資源を活かした地域ブランド力の育成・強化に向けた取り組みを支援する。

4．グローバル経済戦略の推進と国際ビジネス活動支援

自由貿易体制の深化に対応するため、WTO交渉や新たな経済連携協定に関わる取り組みを強化することにより、各国・地域との貿易・投資の自由化・円滑化等を推進するとともに

に、中小企業の国際ビジネス活動を支援する。

5. 新時代に対応した商工会議所の組織・財政・運営基盤の強化、事業の展開

地域総合経済団体にふさわしい商工会議所の組織・財政・運営基盤の強化を図るため、商工会議所検定事業の一層の普及促進とキャリア教育、ITを活用した人材育成、「ビジネス認証サービス事業」の体制強化と電子政府への取り組み、広報活動の積極展開、各地商工会議所の組織運営・諸事業活動等を積極的に支援する。

記

・わが国の基本政策に関する政策提言活動とその実現

1. 「健康な日本の創造」へ向けた大いなる飛躍を目指す中で、全国の商工会議所の総合調整、指導機関としての機能を十分に果たすことができるよう、次の諸会合や媒体等により日本商工会議所会頭と全国の商工会議所会頭等役員との緊密な意見交換を行う。
 - (1) 会頭・副会頭会議、常議員会、議員総会、会員総会での活発な討議
 - (2) ブロック総会等の機会を活用した各地商工会議所会頭等と日本商工会議所会頭との意見交換の実施
 - (3) 日本商工会議所夏季政策懇談会の開催
 - (4) 「日商ニュースファイル」、「Eメール通信」、「石垣」、「会議所ニュース」等による情報提供
 - (5) 各地商工会議所の協力によるL O B O等、各種調査・アンケート等の実施とフィードバック
2. わが国の持続的な経済成長を確かなものとするとともに、日本経済の活力強化と国際競争力の向上を実現するため、委員会・小委員会等において、わが国の経済運営に関する意見集約を図り、その実現に向け提言・要望活動を行う。また、わが国の中長期的な国家政策、社会・経済運営、企業経営に関する総合的な重要政策課題等について調査・研究を行い、適時適切な提言・要望活動を行う。
3. 巨額の長期債務や財政赤字ならびに少子高齢化等の急激な社会環境変化により、現行の行財政システムは機能不全を起こしている。「地域活性化に資する真の地方分権の実現」や「官民協働によるコンパクトで効率的な行政の実現」のために必要な行財政改革（地方分権改革・道州制の在り方・公務員改革・規制改革・民間開放の実践的手法等）について調査・研究を行い、提言・要望活動を行う。
4. 地域間格差是正に向けての幹線道路網の早期整備が実現されるよう、「幹線道路網の整備促進に関する特別委員会」等を通じて引き続き検討を行うとともに、各地商工会議所等と連携を図りつつ適宜、提言・要望活動を行う。
5. 国際競争力強化のための中枢空港等の戦略的整備が実現されるよう、「国際競争力強化のための中枢空港等の整備に関する特別委員会」等を通じて引き続き検討を行うとともに

に、各地商工会議所等と連携を図りつつ適宜、提言・要望活動を行う。

- 6．年金・介護・医療など個別の社会保障制度改革は行われたが、少子高齢化の急速な進展や財政面や制度構造面等から、依然国民の将来に対する不安は解消されていない。国民や企業が納得できる負担と給付の水準等を勘案し、贅沢ではなくとも持続可能かつ信頼性の高い社会保障制度の再構築を目指し、社会保障制度全体について総合的に調査・研究を行い、提言・要望活動を行う。
- 7．少子化対策や国民健康づくり運動の推進、体育・スポーツ振興、ボランティア活動等国民の生活・福祉・健康に係わる諸問題について、情報収集・提供等を行う。特に、少子化対策については、政府の官民一体で子育て支援を推進する国民運動の展開を支援するとともに、中小企業における仕事と子育ての両立支援策の在り方等について調査・研究を行い、適宜情報提供等を行う。
- 8．かねてより商工会議所が要望していた教育基本法の改正が実現したことを受けて、これまでの教育に関する提言に基づき、今後の教育再生の在り方等、教育問題全般について調査・研究を行い、意見・要望活動を行う。また、地域経済社会の発展を担う商工会議所として、企業や商工会議所の地域における教育力の強化に向けた取り組みの在り方等について検討するとともに、情報収集・提供等を行う。
- 9．本格的な人口減少・高齢化時代に適応しつつ、産業競争力の強化や活力ある地域経済社会を実現する観点から、今後、検討が予定されている税体系の抜本的改革について調査・研究を進め、特に中小企業にとって望ましい税制の実現に向けた提言・要望活動を行う。
- 10．見直しの議論が行われている独占禁止法をはじめ、企業活動に関連する法律等について、政府における制定・改正などの動向を注視しつつ、必要に応じ検討を行い、企業活動の実態に即した制度・環境整備を実現すべく提言・要望活動を行う。
- 11．労働時間や労働契約をはじめ雇用の在り方について検討が行われているが、雇用ルールは本来、労使自治を原則とするものであり、企業、特に中小企業の経営実態を無視し、企業の活力や国際競争力を削ぐような法令による規制が安易に行われることのないよう、審議会等の場を通じて働きかける。また、労働法制の改正等への中小企業の円滑な対応を支援するため、引き続き、法制度等の周知・啓発を図る。
- 12．雇用の流動化や就業形態の多様化に対応し、若年者をはじめとする地域における雇用のミスマッチの解消、人材移動の円滑化、中小企業における安定した人材確保等を図るため、職業紹介の事業化の推進を図るとともに、年長フリーター等をも対象に含めた職業能力開発事業を通じた人材育成等、商工会議所における雇用対策事業の具体化・促進を図る。また、国際競争の激化および少子高齢化の急速な進展の中で、わが国の経済・産業を活性化させ、持続的な成長を維持していくための重要な戦略の一つとして、外国人労働者の受け入れ拡大に向けて、その在り方について検討を進める。

13. 地球温暖化対策、廃棄物・リサイクル対策等の環境問題およびエネルギー問題に関する動向等について、広報・啓発活動を展開するとともに、これらについて実効ある対策が講じられるよう提言・要望活動を行う。特に、地球温暖化対策については、京都議定書目標達成計画における約束達成期間の前年度となることから、現在の状況を踏まえ、政府等の動向を注視しつつ、有効かつ実現可能な対策について適宜、提言等を行う。さらに、各地商工会議所との連携のもと、地域における地球温暖化防止対策運動の推進を図るとともに、その取り組みについて対外的に発信する。

14. L O B O（早期景気観測）調査の調査対象地域や数の拡大等、調査内容の充実を図りつつ、景気動向の迅速かつ確かな把握に努め、提言・要望活動に活用する。

15. 全国商工会議所の総力を結集して、提言・要望の実現に努めるとともに、要望等の実現状況や成果を地域社会に広く周知する。

また、事業活動の内容や成果について、「石垣」、「会議所ニュース」を通じ幅広くPRするとともに、商工会議所の役割と存在意義を強くアピールするため、引き続き会頭記者会見等、マスコミに対するパブリシティ活動の一層の充実を図るほか、日本商工会議所や各地商工会議所の事業活動を当所ホームページ上の「ニュースライン」に掲載する等、インターネットによる情報発信を有効かつ積極的に推進する。

・ 中小企業の健全な成長・発展と、創業・経営革新・再チャレンジへの支援

1. 中小・小規模企業の自助努力や再生を支援するため、創業・経営革新、人材確保、金融対策、技術革新等の政府諸施策の普及・推進を図るとともに、次の活動を積極的に展開する。

(1) 中小・小規模企業の創業・経営革新を支援するため、創業塾や経営革新塾を各地商工会議所の協力を得ながら全国で開催していくとともに、参加者の掘り起こしのための「創業・経営革新挑戦支援フォーラム」を実施する。また、創業や経営革新の個別事例を各地商工会議所に紹介するために「創業・経営革新事例集」を作成する。

(2) 各地商工会議所が実施する中小企業支援の取り組みや活動事例等について一層の情報収集に努め、各地商工会議所が必要な情報を迅速に提供する。特に、シニアアドバイザー事業については、連絡会議を実施し、同事業の実施商工会議所の相互の情報交換の場を設ける。

(3) 経営革新や技術開発等への取り組みを人材面から支援する「企業等OB人材マッチング事業」について、47都道府県に設置されている地域協議会を中心とした全国の商工会議所での事業展開を積極的に支援し、多数のマッチング成立事例の創出を図る。また、平成18年度に設置された「将来像検討委員会」の報告を受けて、平成20年度以降の同事業の在り方について検討する。

(4) 中小・小規模企業の資金調達の円滑化を促進するため、セーフティネット保証・貸付等の普及・推進に努めるとともに、第三者保証の原則撤廃等の不動産担保や個人保証に過度に依存しない融資等、新しい多様な金融手法や政策金融改革の進捗等について情報提供を行う。

また、中小企業金融の円滑化・多様化や事業再生の観点から、過度に不動産に依存しない担保の在り方や、中小企業にとって活用しやすい保証制度等の調査・研究を行い、必要に応じ要望活動を行う。

- (5) 小企業等経営改善資金融資制度(マル経)の普及・推進や事故・不正防止を図るため、研修会を開催するとともに、調査・分析および情報提供を行う。また、マル経制度の見直しの検討に対し、適宜対応を図っていく。
- (6) 中小企業金融に関する動向を把握し、商工会議所としての意見・要望に反映すべく、実態調査等を行う。
- (7) 「中小企業再生支援協議会」に関する各地商工会議所からの要望を踏まえながら、政府等に対して、制度面での一層の環境整備を要望していくとともに、地域の実情に応じたきめ細かな中小企業再生の取り組みを支援するために情報提供を行う。
- (8) 経営安定特別相談事業の一層の普及を図るべく、商工調停士等を対象とする各種セミナー・研究会や各地商工会議所を対象とする講習会等を実施する。また、災害や倒産等の影響に対する各種特別相談窓口の迅速な設置や相談対応の充実を図るとともに、中小企業者向けのBCP(緊急時企業存続計画)策定の普及・推進を図る。さらに、各地商工会議所における相談支援事業の高度化を図るため、日商がインターネット上に開設している「倒産防止特別相談室関連データベースシステム/We b版」の利用を推進する。
- (9) 再チャレンジの意欲と可能性のある事業者を支援すべく、各地商工会議所の協力を得て再チャレンジ特別相談窓口を設置するとともに、同相談事業のデータベース化を図る。
- (10) 技術開発や商品化等を支援するための国の補助金・委託費等について、中小企業への支出機会の増大を図るため、政府等への要望活動を行うほか、SBIR(中小企業技術革新制度)推進協議会が各地商工会議所と共催で開催する「SBIR推進セミナー」や同協議会ホームページ等を通じて、補助金・委託金の募集等、関連情報の積極的な提供を行う。
- (11) 商工会議所が地域の中小企業と大学などの研究機関をコーディネートするために積極的な役割を果たせるように、各地商工会議所の産学官連携事業の展開に必要な情報提供等を行う。
- (12) 中小企業を取り巻く不公正取引を調査・把握し、その取引適性化対策を促進させるため、「不公正な取引事例に関するモニタリングシステム」等を通じて構築されているデータベースの利用を推進する。
- (13) 各地商工会議所職員の資質向上に資するため、中小企業・小規模事業対策に携わる職員を対象とする会議・セミナーを開催する。また、平成16年度に経営指導員向けに開発したeラーニングによるWe b研修システムの一層の普及と改善を図る。

2. 三位一体改革による税源移譲により、平成19年度以降、各地域において小規模事業対策予算の削減が懸念される中で、各地商工会議所の小規模事業対策予算の十分な確保に向けて、引き続き全国知事会等に要望するとともに、予算や予算確保の取り組みに関する情報収集に努め、各地商工会議所が必要な情報を積極的に提供していく。また、政府に対して、予算確保の措置とともに、小規模企業政策の再構築を働きかける。これに関連して、「政令指定都市および都道府県庁所在地商工会議所連絡会議(仮称)」を開催

し、主に小規模事業対策補助金の予算化状況について意見交換を行うとともに、必要な情報の提供や活動事例発表等を行う。

3 . 中小企業経営者の高齢化が進展する中、中小企業の存続による雇用の確保、地域経済の活性化の観点から、中小企業の事業承継税制の抜本的見直しの実現に向けて、「事業承継協議会」の下に設置される「事業承継税制検討委員会」等の検討状況も踏まえつつ、調査・検討を行うとともに提言・要望活動を強力に展開する。また、同協議会が中心となって構築する「事業承継支援ネットワーク」への参画等を通じ、円滑な事業承継に向けた取り組みを支援する。

4 . 「中小企業の会計に関する指針」(平成17年8月公表、平成18年4月一部改正)について、日本税理士会連合会等関係3団体と共同で継続的に内容の見直しを行うとともに、同指針の中小企業への周知・普及に努める。また、中小企業の経営実態に即した企業会計の在り方について、引き続き調査・研究を行う。

5 . 「知的財産立国」を支えるわが国の中堅・中小企業が、容易に知的財産権を取得・保持できる環境の実現に向けて適宜、提言・要望活動を行うとともに、各地商工会議所や他の知的財産関係団体との連携のもと、中小企業等に対し知的財産に関する普及啓発に努める。

また、各地商工会議所の協力のもと、知的財産に関する相談を受け付け、専門の各支援機関に取り次ぎを行うとともに、中小企業者や経営指導員の知的財産に関する知識の向上を支援する。

6 . 循環型社会の形成促進を図るため、中小企業が実施する容器包装の再商品化事業について、財団法人日本容器包装リサイクル協会からの受託業務を引き続き円滑に実施し、特定事業者と同協会との契約締結促進を図る。また、容器包装リサイクル法の改正に伴い、同法による制度の普及・啓発活動を展開する。

7 . 企業の個人情報漏えいリスクの備えとなり、個人情報管理体制の向上を支援する「日商・個人情報漏えい賠償責任保険制度」への加入促進を図るため、その周知・普及に努める。

8 . 消費生活用製品安全法改正に対応してPL(製造物責任)保険制度をより充実させるとともに、同制度への加入促進を図るべく、その周知・普及に努める。

・まちづくりの推進と地域資源を活かした地域産業振興

1 . コンパクトでにぎわいのあるまちづくりを推進するため、「まちづくり特別委員会」における検討等を踏まえ、次の事業を実施する。

(1) 改正まちづくり3法(改正中心市街地活性化法・改正都市計画法・大規模小売店舗立地法)の施行・運用状況のフォローアップに努め、まちづくり運動を国民運動とし

て全国的に推進する。特に、改正まちづくり3法が完全施行となるまでの間の法改正の趣旨に反した行為について適切な対応を図る。

- (2) 各地商工会議所の中心市街地活性化協議会の設置・運営、市町村の中心市街地活性化基本計画の作成等を支援するため、中心市街地活性化本部をはじめ関係省庁・支援機関等と連携しつつ、窓口相談、個別説明会、情報交換会等を実施する。
- (3) 前年度に引き続き、地域のまちづくりを担う人材の確保・育成、地域経済循環の視点に立った都市と農村との交流等総合的なまちづくり推進のための方策を検討する。また、各地におけるまちづくりの先進的な取り組み事例を収集し、全国にPRすることにより、コミュニティの再生と共生のまちづくりを促進する。
- (4) 再改定された大規模小売店舗立地法第4条に基づく指針(サービス施設への対象拡大、大型店を運営する事業者の社会的責務)の運用状況についてフォローアップし、実効性確保に努める。また、計画的な土地利用、大規模集客施設と地域との共生等に資するまちづくり条例制定への取り組みを積極的に支援する。

2. 観光振興の推進のため、「観光小委員会」における検討等を踏まえ、次の事業を実施する。

- (1) 商工会議所のイニシアティブによって、地域における「観光するところ」「おもてなしの場所」を醸成し、観光振興を通じて魅力ある地域づくりを推進する。このため、地域資源の再発見・再評価・積極的活用、産業観光・街道観光・都市観光などのテーマ別観光、面的な広がりを持った広域観光、体験・滞在型観光等、新しい観光への取り組み、さらには特産品開発・販路拡大等を推進することを目的に、「全国商工会議所観光振興大会2007」(平成19年9月6日～7日、於：浜松市)を開催し、観光振興をまちづくり運動の一環として推進する。
- (2) 産業観光をはじめとする新しい観光への取り組み、ご当地検定の実施、観光人材の育成等、各地商工会議所が実施する観光振興事業への取り組みを支援する。このため、関係省庁、観光振興団体等との連携を強化するとともに、観光振興施策の拡充について国等に積極的に要望する。

3. 地域資源を活用した各地の産業振興を支援するため、次の事業を実施する。

- (1) 地域資源を活かし、国内外の市場で通用するブランド力の育成・強化を図る「JAPANブランド育成支援事業」において、コンセプトメイキングや市場調査などブランド戦略策定の取り組みを推進するほか、製品開発・改良、展示会出展などのブランド確立のための取り組みを複数年度にわたり支援する。
- (2) 地域資源を活用した特産品や観光資源の開発・改良、販路開拓などの取り組みについて幅広く支援する「地域資源 全国展開プロジェクト」の実施により、各地商工会議所の地域資源活用の取り組みを支援する。また、各地商工会議所の意欲喚起と普及を図るため、ホームページ等の活用や展示イベント・セミナー等の開催により成功モデル事例を情報発信する等、同事業の広報事業を実施する。
- (3) 地域の持続的な発展を図るため、「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律」(中小企業地域資源活用促進法)および「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」(地域産業活性化法)[今通常国会で成立予定]に基づく各種支援措置に関する情報収集・提供を行う。

4. 地域づくりに関する人材育成、情報の収集・提供を行うため、次の事業を実施する。
 - (1) 地域づくりを担う人材を育成し、まちづくり、観光振興、地域ブランドづくり等を図るため、各地商工会議所役職員を対象とした研修会等を開催する。また、各地商工会議所役職員のほか、会員企業、地方自治体職員・民間事業者・NPOなど広く一般を対象とした「地域振興セミナー」を積極的に開催する。
 - (2) 政策提言・要望活動等に資するため、各地商工会議所等を対象とした地域活性化(まちづくり・観光振興等)に関する実態調査を行う。
 - (3) 各地におけるまちづくり、観光振興、地域ブランドづくりに関する先進的な取り組みを全国的な運動として促進するため、地域活性化委員会および観光委員会における情報提供のほか、日商ホームページ等(「まちづくり情報ナビゲーター」、「ものづくり情報ナビゲーター」、「観光振興ナビゲーター」、メールマガジン「まちづくりニュース」)の質的向上を図りつつ、積極的な情報収集・提供を行う。
 - (4) カリアック(商工会議所福利研修センター)内に、全国の商工会議所が取り組む地域活性化のための事業・活動に関する各種情報を集めた「商工会議所地域情報センター(仮称)」を設置し、新たな情報提供・交換の場とする。

・グローバル経済戦略の推進と国際ビジネス活動支援

1. 会頭を団長とする経済ミッションをドイツ・トルコに派遣し、訪問国政府・経済界との交流・親善を図る。
2. 自由で円滑な国際ビジネス環境の維持・拡大のため、WTOや新たな経済連携協定など、通商政策の動向について調査・研究を行うとともに、二国間経済委員会等と連携しアセアン、オーストラリア、インド等との経済連携協定の早期締結に向けて支援を行う。
3. 新たに締結される経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給体制を構築し、円滑な発給に努める。
4. 多国間・二国間経済委員会の活動、および在外日本人商工会議所等との連携を通じ、相互経済交流を促進するとともに、日系進出企業のビジネス環境の整備を支援する。
5. インド、中国等の企業の重要関心国におけるビジネス環境調査、各地商工会議所および関係諸機関との連携により、中小企業の海外展開・海外ビジネスを支援する。

・新時代に対応した商工会議所の組織・財政・運営基盤の強化、事業の展開

1. 商工会議所検定事業の一層の普及促進とキャリア教育支援
 - (1) 企業実務におけるパソコンやネットワークの利活用能力の向上に資するとともに、ネット社会に対応した新たなビジネススキルの育成を図ることを目的に創設した「日商PC検定試験」の普及を一層推進する。特に、「読み、書き、パソコン」は企業人と

して求められる必須の基礎能力であることから、各地商工会議所と連携して、教育機関や企業等に対して本試験の活用を積極的に働きかける。

- (2) ネット試験として施行している各種検定試験の普及、受験者拡大を図るため、ホームページやメールマガジン等により、各検定試験の指導・学習法や活用事例の紹介など普及につながる参考情報を適宜提供するとともに、試験対策指導に資するよう、指導者研修を継続して開催する。さらに、インターネット受験申込・受付システムの提供等により、全国のネット試験会場の運営を支援するとともに、受験者の利便性向上を図る。
- (3) 小売業を取り巻く環境の激変等に伴い、順次実施している販売士検定試験の科目体系の改定を行う。具体的には、新科目体系に移行した3級は受験者増のためのPRの推進、2級は新科目体系に基づく試験の施行と円滑な試験実施のための十分な啓発、1級はハンドブックの改訂を行う。さらに、販売士制度の拡充に向けた検討を行う。
- (4) 検定ホームページ (<http://www.kentei.ne.jp>) やメールマガジン等の各種広報媒体を活用し、ネット検定をはじめとする各種検定試験について、検定試験受験者や指導者、企業等への情報提供やPRに努める。また、統一検定試験が集中する直前の4月と9月に毎年実施している「PR月間」事業について、引き続き各地商工会議所の協力を得ながら実施し、受験者の拡大につなげる。さらに、研修会・諸会合や、都道府県単位で「検定事業説明会」を継続して開催し、各種検定試験の制度や運用の周知強化を図る。
- (5) 各種検定試験の厳正公正な施行の周知徹底に引き続き努め、社会からの高い信頼と評価を維持、向上させる。また、一層受験しやすい環境を整備するため、受験者や指導者、教育機関、企業等からの意見・要望を踏まえて各種検定試験の制度改善を図る。
- (6) 珠算（そろばん）の制度継承を推進する日本珠算連盟、販売士制度の普及促進を図る社団法人日本販売士協会、数学文化の向上を図る日本数学協会と連携し、諸制度の普及を促進するとともに団体運営を側面から支援する。
- (7) 大学等との産学連携により、地方出身学生を対象とする人材育成事業を強力に推進する。その一環として、全国の商工会議所のネットワークを活用し、首都圏の大学で学ぶ地方出身の学生が地方活性化を担う人材に育つ実務的キャリア教育支援と「地域活性化のための各地商工会議所と首都圏の大学とのマッチング支援サービス」等の地域連携事業を通じての地域活性化支援を行う。

また、各地商工会議所による産業界のニーズに対応した職業能力開発研修事業をはじめ、インターンシップ等の就職支援事業や地域の就職情報の拡充の方策などに対する一層の協力を行う。

2. ITを活用した人材育成

- (1) 平成17、18年度に実施した経済産業省委託事業である「草の根eラーニング・システム整備事業」を踏まえ、各地商工会議所およびネット試験会場を学習拠点（学習センター）として、各種検定試験の学習コンテンツ等を提供する「商工会議所eラーニング事業」を開始する。また、日商マスターおよび学習センター指導者を対象に、受講者の指導・支援にあたる講師（学習アドバイザー）を養成、認定する研修を開催する。
- (2) 企業の人材ニーズ、能力開発ニーズに対応し、若年者や企業従業員等の就業能力、

実務能力の向上に資する新たなコンテンツの研究に継続して取り組む。

- (3) 政府が掲げる「IT新改革戦略」の実現に向け、官民連携により全国規模で啓発活動を展開する「IT経営キャラバン隊事業」に参画し、全国各地で地元商工会議所をはじめ自治体、教育機関、企業・団体等との連携により、イベント、セミナーを開催する等、中小企業におけるITの利活用促進や人材育成推進の啓発・支援に取り組む。
- (4) 各地商工会議所で実施するIT関係のセミナー開催を支援するため、テーマ・講師等のモデルプランを提供する。また、各地商工会議所における「情報化実態調査」を行い、各地の現状を把握するとともに、調査結果を各地商工会議所の情報化事業を強化・拡充・活用する際の検討資料として提供する。
- (5) 学生向けの教育講座を設けている大学生協同組合等を通じて、ネット試験やeラーニング活用講座の普及推進をはじめIT社会に対応した人材育成事業を展開する。

3. 「ビジネス認証サービス事業」の体制強化と電子政府への取り組み支援

「ビジネス認証サービス」について、現在発行している3種類の電子証明書のさらなる普及促進を図るとともに、電子証明書の申込から発行までの手続き迅速化、変化しつつあるセキュリティ技術に対応すべく、認証事業において構築されているシステムの改良・改善を行う。

また、中小企業における電子認証やネットセキュリティ等に対する認識を高めるために、各地におけるセミナーや操作研修会の開催を支援するとともに、政府・地方自治体等における電子政府への取り組みを支援する。

4. 広報活動の積極展開

日本商工会議所や各地商工会議所の事業活動等をPRし、商工会議所の役割や存在意義を広く周知するため、次の活動を展開する。

- (1) 日商の主張や考え方、事業活動の周知を通じて商工会議所の役割と存在意義を強くアピールすべく、引き続きマスコミに対するパブリシティ活動を積極的に推進する。
- (2) 機関紙「会議所ニュース」の内容の充実を図るとともに、購読者の一層の拡大を図る。
- (3) 月刊誌「石垣」の内容の充実を図るとともに、購読者の一層の拡大を図る。
- (4) 全国商工会議所会頭等役員との緊密な連携を図るため、「日商ニュースファイル」（電子メールの直接送信による各地商工会議所会頭・副会頭・常議員等への情報提供サービス）を積極的に活用する。
- (5) 各地商工会議所の広報活動の強化に資するため、適時適切にPR資料を提供するとともに、テレビCMのコンテンツを制作して希望する商工会議所に提供する。
- (6) 各地商工会議所における会報づくりを支援するため、「所報サービス」の提供を通じて様々な分野の連載記事等を編集・配信するほか、各地商工会議所職員を対象とした「会報編集担当者研修会」を開催し、商工会議所の広報活動の一層の支援強化を図る。
- (7) 日本商工会議所や各地商工会議所の事業活動を日商ホームページ上の「ニュースライン」に掲載するなどインターネットによる情報発信を有効かつ積極的に推進する。

5. 各地商工会議所の組織運営・諸事業活動への支援等

- (1) 特定退職金共済について、適切な法整備がなされるよう、引き続き与党、関係省庁

に働きかけるとともに、各地商工会議所が実施する特定退職金共済制度の適切な運営がなされるよう、制度の実施体制や運用面の検討を行う。

(2) 各地における商工会議所等の合併に関して、引き続き研究、情報提供を行い、各地商工会議所の自主的取組を支援する。また、必要に応じ、商工会議所法ならびに関係法令の適用や実務面での課題等について検討し、運用の改善等を関係方面に働きかける。

(3) 「全国商工会議所専務理事・事務局長会議」において、各地商工会議所の組織・財政基盤、事業運営等に関する情報・意見交換を行い、各地商工会議所の今後の運営の参考に資する。また、「運営小委員会」において、各地商工会議所の運営面、事業面、法制面の諸課題等について検討し、その解決の方策を探る。

(4) 以下の事業を通じて各地商工会議所青年部(以下、Y E G)の活動を積極的に支援するとともに、日本商工会議所青年部(以下、日本Y E G)の事業および組織のより一層の拡充・強化を図る。

日本商工会議所常議員会における決議に基づき、ア．Y E G未設置商工会議所における設置、イ．日本Y E Gへの加入、ウ．定款への位置づけ、エ．代表者の常議員会等へのオブザーバー出席の促進

Y E Gの活動ノウハウを共有化するため、平成16年度に構築した「Y E G事業データベース」の充実

Y E Gの組織運営支援のためのグループウェア「エンジェル・タッチ」の日本Y E G会員への導入支援と一層の普及

Y E G会員が参加できるB t o B「Y E Gご縁満開サイト」の一層の活用推進

Y E G会員向けのメールマガジンの発行

新たに発足した日本Y E G出向者のO B・O G会の活動・交流支援

(5) 以下の事業を通じて各地商工会議所女性会等(以下、女性会)の活動を積極的に支援するとともに、全国商工会議所女性会連合会(以下、全商女性連)の事業および組織のより一層の拡充・強化を図る。

日本商工会議所常議員会における決議に基づき、ア．女性会未設置商工会議所における設置、イ．全商女性連への加入、ウ．定款への位置づけ、エ．代表者の常議員会等へのオブザーバー出席の促進

引き続き「女性起業家大賞」を実施し、創業の観点から女性経営者を支援

仕事と子育ての両立支援等の少子化対策や環境・エネルギー問題に関する普及・啓発

女性会およびその役員・会員を対象に「全商女性連表彰規則」に基づく表彰の実施

「石垣」やホームページを通じた全商女性連および女性会の活動等の情報発信

(6) 商工会議所会員サ・ビスの拡充および、国民の健康福祉増進に寄与する社会貢献活動を通じて地域における商工会議所の一層のブランド・アップを図る事業を推進する。その一環として、(財)日本対がん協会との緊密な連携を図り、各地商工会議所の協力のもと、がんや生活習慣病等の予防に関する健康啓発普及セミナーの開催をはじめ、高度ながん検診の実施や地域専門医療機関との連携など、地域の中小企業経営者や従業員等の健康管理の資質向上に資する支援を行う。

(7) 中小企業支援策として日商が推奨しているサイトである「CHAMBER WEB(チェンバーウェブ)」は、商工会議所会員加入促進のための各地商工会議所活動のP

Rに資するサイトでもあることから、各地商工会議所による経営課題解決への一助となる最新情報などの提供媒体として広く利活用されるよう、引き続き企画・PR等の協力・支援を行う。

- (8) TOAS Web版システムの改良・サポート体制の充実を図る。また、Web版未導入の商工会議所に対する普及・周知のための説明会を行うとともに、実際にTOASを使用している商工会議所担当者を対象とする教育研修を充実させる。同時に、より理解しやすいものとなるように操作手引書の改訂を行い、更なる普及を図る。
- (9) 各地商工会議所の財政基盤の強化に資するため、Chambersカード事業、休業補償プラン等の会員サービス事業について普及促進・改善に努めるとともに、新規事業の開発を検討する。
- (10) 各地商工会議所における個人情報の管理体制の構築・強化および自然災害等への対応を支援するため、引き続き、「商工会議所向け個人情報漏えい賠償共済制度」および「商工会議所向け災害補償共済制度」への加入促進を図る。
- (11) 流通分野のIT化を促進するため、各地商工会議所と協力してJANメーカーコードの円滑な受付と一層の普及を図る。
- (12) 各地商工会議所からの事業活動・組織運営に関する相談に対し、的確かつ速やかな対応を図るとともに、イントラネットの活用等により各地商工会議所の事業・運営に関する情報提供を充実し、各地商工会議所の事業活動、組織運営の支援を行う。
- (13) 情報化の進展およびe-文書法を踏まえ、日本商工会議所事業報告書について電子化を図る。
- (14) 費用対効果、事務効率を十分鑑みながら、各地商工会議所の参考となるべく日商事務局内の情報関係機器等の高度化、更なるセキュリティ強化を図るとともに、日商職員の情報スキルの向上を図る。
- (15) 「商工会議所福利研修センター(キャリアック)」を活用して、各地商工会議所の役職員を対象とした研修等の一層の充実を図る。平成19年度は、経理、検定、政策・調査をはじめとする全国商工会議所の各担当者向け研修会をキャリアックにおいて実施するほか、各地商工会議所の新人・若手職員を対象とした研修会を実施する。
また、日本商工会議所と各地商工会議所の職員交流研修を引き続き実施する。

以上